

マンスリーアプローチ受験講座 社会（毎月1回・1日発行）第69号 昭和57年2月1日発行 昭和51年9月27日第三種郵便物認可

受験講座 社会

マンスリーアプローチ
'82/2月号

●今月の学習内容

世界史 古代地中海世界
日本史 原始～古代

政治・経済 民主政治の基本原理
地理A・B 生活と地理



教育図書出版
福武書店

新国際経済秩序と国際取引法(1)

東京大学助手

道垣内 正人

政治・経済

戦後の国際経済秩序の確立

第2次世界大戦のさ中、既に、連合国は戦後の国際経済秩序についての検討に入っていた。その中心であったアメリカの描いていた構想は、自由貿易体制を確立して貿易量を大幅に拡大することであった。この背景には、1929年のウォール街での株式の大暴落に始まる世界恐慌の中で、1930年代には、各国政府が通貨の切下げ競争や貿易制限による自国経済の防衛を図り、さらに、自国通貨の通用する経済ブロック内での貿易に専念し、このような経済的ナショナリズムがひいては第2次世界大戦の誘因となったという認識があった。

1944年7月、アメリカのブレトン・ウッズにおいて、連合国44カ国が参加して連合国通貨金融会議が開催された。この会議では、戦後の経済復興問題全般が討議されたが、特に重要な成果は、国際通貨基金 (International Monetary Fund, IMF) と国際復興開発銀行 (International Bank of Reconstruction and Development, IBRD ; 通称世界銀行 World Bank) の設立が決定されたことである。

IMFは、通貨に関する国際協力と為替の安定・自由化を通じて、国際貿易の均衡ある発展を目的とし、加盟国に対して、金またはUSドルによって表示された自国通貨の平価の維持と為替の自由化を義務づける一方、国際収支に失調をきたした加盟国に

対しては、必要な外貨をIMF手持ちの外貨の中からその国の通貨と引換えに提供して、国際収支の時的不均衡是正に協力するというものである。また

IBRDは、戦争によって破壊された経済の復興と低開発地域の開発援助を目的とし、このため長期資金の貸付、貸付参加、投資に対する保証などの業務を行うというものである。

第2次世界大戦終結後、1945年10月の国際連合発足に続き、1946年6月にはIBRDが、また、1946年3月にはIMFが、それぞれ発足した。

国際貿易機構の不成立とGATT

ところで、実は、国際収支調整・通貨安定機能を有するIMFと国際投資促進機能を有するIBRDと同一の国際経済秩序理念に基づいて、IMFが主として為替制限の除去を目指したのに対し、それ以外のあらゆる形態の貿易障壁の排除を目指す国際貿易機構 (International Trade Organization, ITO) の設立の構想があった。

これは、1947年11月から翌年3月にかけてキューバの首都ハヴァナで開催された国連貿易雇用会議において採択されたハヴァナ憲章を創設条約として、国連の専門機関のひとつとなる予定であった。しかし、この憲章では、経済発展の必要性を強調する発展途上国の要求を入れて、途上国の国内市場をその国自身の工業化のために保護する手段を与えるなど、自由貿易の原則に対する例外を多く認めていたことが主因となって、アメリカ政府は、1950年、議会の承認を求めない (つまり、批准しない) という決定をし、ついに、ITOは成立をみなかったのである。ここに、その後の世界経済における対立としてクローズ・アップされてくる南北問題の発端をみることができる。

ITOの不成立により、貿易障壁の排除は、ハヴァナ憲章起草中に締結された「関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariff and Trade, GATT) が担うこととなった。しかし、ハ

アナ憲章に盛り込まれていた発展途上国のための特別待遇の大部分は、GATTには引き継がれなかったのである。

とにかくも、以上により、いわゆるIMF=GATT体制といわれる戦後の国際経済秩序が形を整えた。このような自由競争原理に基づく秩序が、大戦中に圧倒的経済力を蓄積したアメリカに有利なことは明らかであり、また、力を回復しつつあった他の先進諸国もこの秩序の利益を享受し、南北格差が大きくなっていったのである。

新国際経済秩序の登場

発展途上国にとって、上記の国際経済秩序は、先進国が勝手に作り上げたものであり、先進国の意向のみが反映される仕組みになっている差別的なものであると映った。たとえば、IMF及びIBRD（世界銀行）の意思決定は、前者では各国の割当額に応じた、また、後者では各国の株式保有数に応じた加重表決制度を採用しているのである。これはちょうど、株式会社において大株主が支配権を握っているようなものであり、世界経済における大株主である先進国の支配が制度的に保証されているわけである。

ところが、他方で、国連という組織は、大国の拒否権はあるものの、原則として協同組合と同じ原理で、その意思は、一国一票の票決によって決せられる。戦後、旧植民地が独立国となって国連に加盟し、徐々に発展途上国の国連において占める割合が増加してくると、国連という舞台上で途上国の経済秩序改革の動きが出てきたのは当然の結果であった。

発展途上国が大量に国連に加盟した1960年代は、途上国の発言力の増大が本格的動きを示した時代であった。1961年の非同盟諸国首脳会議（ベオグラード）、1962年の発展途上諸国経済会議（カイロ）を経て、同年の第17回国連総会における「天然資源に関する恒久主権」決議、1964年のジュネーヴにおける第1回国連貿易開発会議（United Nations Con-

ference on Trade and Development, UNCTAD）などに代表される動きである。先進国もこの動きを受け入れざるを得なかったが、これには東西対立という背景もあった。つまり、西側先進国は、発展途上国の貧困が社会主義陣営の拡大につながることを恐れたのである。

発展途上国の動きはその後と止まるところを知らず、1973年のOPECの結束による石油価格の大幅値上げの成功に勢いを得て、1974年4月から5月にかけて開催された第6回国連資源特別総会において、「新国際経済秩序樹立宣言（Declaration on the Establishment of a New International Economic Order）」の採択を実現し、さらに、同年12月の第29回国連総会において、「諸国家の経済的権利義務憲章（The Charter of Economic Rights and Duties of States）」の採択を実現した。これらの内容は、自国内の天然資源に対する恒久主権の確立、途上国に不利な貿易条件の改善、先進国の技術の途上国への導入、最貧途上国の累積債務問題の解決、多国籍企業に対する国際的規制の確立等に関する要求である。そして、途上国は、UNCTADなどを通じて、その要求の実現を目指しているのである。

新国際経済秩序と法

途上国の主張する新国際経済秩序は、体系的提言ではなく、政治的・経済的改革要求である。従って、法的考察にはなじみにくいものである。

しかし、法は一定の社会基盤の上に成り立っているものであり、その基盤自体に上記のような変動が生じつつある以上、法も変化せざるを得ない。たとえば、海洋法の分野では、天然資源に対する恒久主権という主張の下に、200海里の排他的経済水域概念が、伝統的領域概念の拡張という形で定着しつつある。次回以降、国際取引法の分野で、いかなる変化が生じつつあるのかを検討してゆくことにする。具体的には、「国有化」、「多国籍企業」、「技術移転」を取り上げる予定である。

マンスリーアプローチ受験講座 社会（毎月1回・1日発行）第70号 昭和57年3月1日発行 昭和51年9月27日第三種郵便物認可

受験講座 社会

マンスリーアプローチ
'82/3月号

●今月の学習内容

世界史 古代アジア世界の発展
日本史 中世

政治・経済 日本国憲法の基本問題
地理A・B 民族と国家、人口、集落

教育図書出版
福武書店

新国際経済秩序と国際取引法(2)

東京大学助手

道垣内 正人

政治・経済

伝統的国際法の下での国有化

国有化とは、国家が社会的・経済的変革の一環として、私有財産を国家またはその機関に強制的に移転させることであるが、国際法上問題となるのは、外国人(企業)財産の国有化である。

伝統的国際法においては、ある国で外国人財産が国有化によって損害を受けた場合、国家責任の原則に基づいて、その外国人に対し、「十分、有効かつ迅速な補償(adequate, effective and prompt compensation)」がなされなければならないとされていた。つまり、国有化の際には、収用された財産の国際市場価格に見合うだけの十分な補償を、国際的に通用する通貨によって、迅速に行う必要があるとするものであり、これは、「国際標準主義」に基づく補償と呼ばれる。そして、補償が不十分な場合には、当該外国人の本国は、外交保護権の名の下に、国有化を実施した国に介入することができるとされていたのである。

以上のような伝統的国際法の保護の下に、欧米諸国の企業は、安心して海外投資を行うことができたのである。

第2次世界大戦前の議論

上記のような欧米資本主義諸国の作り上げた国際法に対しては、それ以外の国々、特に、社会主義国及び中南米諸国が反発を示していた。

まず、国有化に伴う補償について、1917年、社会

主義革命を成功させたソヴィエト政府は国有化を実施したが、補償の支払を国際法上の義務としてすることを拒否した。また、1938年にメキシコ油企業の国有化を実施した際も同様であった。これに対し、欧米諸国が繰り返し国際法上の義務を迫っていたことは言うまでもない。

次に、外交保護権の行使に対しては、19世紀から、南米諸国が反論を展開していた。アルゼンチンの国際法学者カルボ(Carlos Calvo, 1824~1898)は、いかなる国も自国民の私的な金銭的請求をするために外交保護権に基づく干渉を行ってはいけないというカルボ・ドクトリンを提唱し、南米ではしばしば、国家と外国企業との間の契約に、上の紛争について当該外国人は本国政府の外交保護権の行使を要請してはならない旨の条項、いわゆるカルボ条項を挿入していたのである。

これに対し、伝統的国際法の立場からは、カルボ条項の有効性は否定される。その理由は、外交保護権は国家固有の権利であって私人の権利ではないから、私人がこれを放棄することは意味をなさないという点にある。

ただ、武力行使を伴う外交保護権の行使については進展がみられた。それは、1907年の「契約の履行回収のためにする兵力使用制限に関する条約」の成立である。これは、国際連盟規約(1919年)、日米通商航海条約(1928年)、国際連合憲章(1945年)へと発展した一連の戦争違法化の動きの起点をなすものとして重要である。1956年のスエズ運河国有化の際には英仏両国が軍事介入をしたが、その後は武力行使を伴う外交保護権の行使はなくなっている。武力行使を背景に、国際企業活動の保護を最終的に担保していた外交保護権は、戦争違法化の定義にも、牙を抜かれてしまったのである。

そこで問題は、国有化に伴う補償をめぐる議論がどうなるかということになる。

新国際経済秩序における国有化とその補償

第2次世界大戦後、多くの発展途上国で経済的自立を確立するための国有化が実施されるようになったが、その際、欧米諸国の主張するように「十分、有効かつ迅速」な「国際標準主義」に基づいた補償が必要だということになると、途上国の支払能力を越えてしまい、国有化そのものを事実上阻止してしまうことになる。そこで、途上国は、国有化に伴う補償義務自体は否定しないが、国内法に基づき、自国民に支払う補償と同一の補償を外国人にも支払えば足りるという「国内標準主義」に基づいた補償という考え方を提唱した。

1962年、第16回国連総会において、「天然資源に関する恒久主権」決議がなされたが、この中では、国有化に伴う補償について、国内法と国際法とに従って、「適当な補償(appropriate compensation)」が支払われるものとするがされた。これは、上記の「国内標準主義」と「国際標準主義」との妥協の産物であり、決着をみななかったのである。

その後、1974年の第6回国連資源特別総会における「新国際経済秩序樹立宣言」及び同年の第29回国連総会における、「諸国家の経済的権利義務憲章」(以下、経済憲章という)の採択が実現した。

経済憲章は、その2条2項cにおいて、国有化の際には、「自国の関連法規及び自国が適切と認めるすべての事情を考慮して、適当な補償を支払わなければならない」と規定している。これは明らかに、「国際標準主義」の規定である。

経済憲章の法的性格

経済憲章は、その名の示す通り、総会決議や宣言とは異なり、何らかの法的価値を与えようとした途上国の決意が反映されている。事実、途上国は、1975年の国連工業開発機関(United Nations Industrial Development Organization, UNIDO)第2回総会において、「工業開発と協力に関するリマ宣言」を採択し、その中で、経済憲章に含まれた諸原則の完全

な適用を訴え、また、国連総会においても、1975年以降、経済憲章の履行を確保すべき旨の決議を繰り返している。

では、一体、本当に経済憲章は法的効力を有し、従って、国有化に伴う補償に関する伝統的国際法は変更されたのであろうか。

ここに、注目すべき仲裁判断がある。これは、1974年、リビア政府によって2つの国際石油企業の子会社が国有化されたために生じた紛争に関するものである。経済憲章の法的価値については、次のように判示している。すなわち、憲章2条2項cは、開発のイデオロギー的戦略として途上国により支持されたものであり、法的というよりはむしろ政治的宣言である。これは、「現にある法」ではなく、これに賛成した途上国グループにとっては「あるべき法」にすぎず、また、これに反対した先進国グループにとっては、「法に違反するもの」とさえ考えられている。以上のような法的性格の否定論は、先進国では一般的な考え方であり、未だに南北は対立したままなのである。

企業側の対応

上記のように、途上国が作り上げようとしている秩序は法的な承認を得られていない。しかし、国有化の事例は、戦後1977年までに、約2000件を超えるという調査もあり、その際の補償も、ほとんど不十分なまま終わっているのが現状である。また「しのびよる収用(creeeping expropriation)」も問題となっている。これは、直接的な国有化ではなく、資本・経営支配の現地化などを法的に強制することによって、企業への現地人支配を強めてゆくことである。

このような動きに対し、海外投資を保護するため、国際的には、1966年に世界銀行が設立した「投資紛争解決国際センター」などがあり、国内的には、輸出保険法などがある。しかし、企業としては独自にカントリー・リスクの分析を通じて、自己の利益を守らざるを得ない立場に追い込まれているのである。

マンスリーアプローチ受験講座 社会 (毎月1回・1日発行) 第71号 昭和57年4月1日発行 昭和51年9月27日第三種郵便物認可

受験講座 社会

マンスリーアプローチ
'82/4月号

●今月の学習内容

世界史 ヨーロッパ封建社会の展開
日本史 近世

政治・経済 日本政治の諸問題
地理A・B 農林水産業

新国際経済秩序と国際取引法(3)

多国籍企業の国際的規制

東京大学助手

道垣内 正人

多国籍企業の実態——その経営戦術

多国籍企業(Multinational Enterprise または、Transnational Corporation)とは、巨大な資本力、特許に守られた高度の技術、優秀なスタッフを駆使し、中央集権的な本部により綿密に立案された世界的規模での利潤追求計画に従って行動する極めて合理的な有機的企業体である。世界各地に所在する子会社による生産及び販売価格の決定は、現地の市場メカニズムを無視して、多国籍企業全体の世界経営戦略の中で決定されるのである。

多国籍企業の戦術としては、たとえば、租税回避がある。租税回避の中にもいくつかのタイプがあるが、その中心は、タックス・ヘヴン(tax heaven, 税金天国)を利用したものである。タックス・ヘヴンとは、税金面で企業に有利な国であり、バミューダ、オランダ領アンティール、ホンコンなどが有名である。具体的には、親会社に資金が必要なとき、タックス・ヘヴンに設立した子会社が社債を発行し、その子会社が社債発行によって得た資金を親会社に融資するといった方法がある。このようにすれば、社債権者に利子を支払う際に親会社所在地国ならば徴収される税金を回避することができるのである。

また、トランスファー・プライシング(transfer pricing, 価格移転操作)もよく利用される方法である。これは、同一の多国籍企業に属する会社間でなされる人為的な販売価格の操作である。たとえば、

税金の高い国にある会社が利益を得ると、高額の税金を徴収されるので、この会社が輸出を行う際には利益を上乗せしない低い価格でタックス・ヘヴンにある関連会社に販売する。そして、ここで中間利益を上乗せして通常の価格で最終目的国へ輸出する。このようにして、タックス・ヘヴンに利益を蓄積して、これを親会社への融資とか孫会社の設立といった再投資に振り向けるのである。

多国籍企業の戦術には、腐敗行為もあるとされている。たとえば、発展途上国の政府高官への賄賂作とか、さらに政府転覆工作まである。チリのアジェンデ社会主義政権がクーデターによって葬られた背後に、アメリカの多国籍企業ITTとCIAとの結びつきがあったとして騒がれたのは後者である。

新国際経済秩序と多国籍企業

一国の国民総生産にも匹敵する多額の売上高を持つ多国籍企業の活動は、政府の国内経済政策を無視して展開するため、各国の経済に混乱を生じさせることになる。アメリカでさえ、その国際収支が近年以降悪化の一途を辿ったのは、自国の利益を脅かしたアメリカ系多国籍企業の資本操作に帰因する部分があるとされている。いわんや、経済規模の小さな発展途上国が、多国籍企業の活動に翻弄されることがあるのは当然であろう。

1960年代に、多国籍企業は急速に伸長し、進出のナショナリズムとの間で、緊張関係を生み出した。70年代に、各国が経済的困難に苦しんでおり、国境を越えてリスク回避の行動を強めたため、多国籍企業の姿に非難が高まっていったのである。

上記のような背景の下に、1974年に採択された「新国際経済秩序樹立宣言」で、途上国は、多国籍企業の受入れ国の国民経済の利益となるよう活動の規制と監視を求めた。また、同年採択された「諸国家の経済的権利義務憲章」でも、多国籍企業の活動を規制・監督する権利を国家が有して

(政治・経済—エッセイ)

と、及び、多国籍企業は受入れ国の内政に介入してはならないことを明記したのである。

多国籍企業の行動規制

多国籍企業の活動が国際的である以上、その活動の規制も国際的でなければ実効性を上げることはできない。たとえば、前述のトランスファー・プライシングを各国の税務当局がばらばらに規制することは極めて困難なのである。

現在、多国籍企業の行動を包括的にかつ国際的に規制しようとする動きがある。その代表は、1976年6月、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development, OECD)が採択した「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」(以下、OECDガイドラインという)と、現在、国連経済社会理事会の下部機構である多国籍企業委員会が作成中の「多国籍企業行動基準」(以下、国連行動基準という)のふたつである。

OECDガイドライン

OECDは、西側先進諸国によって構成されているため、そのガイドラインは、基本的には、「多国籍企業性善説」に立っている。すなわち、多国籍企業の途上国向け投資は、途上国の工業化を促進し、生活水準を高め、開発に貢献する。従って、その行動の弊害を規制することも重要だが、それを国際経済の発展に役立ててゆくことがより重要であるという基本姿勢があるのである。

OECDガイドラインの具体的内容は(1)賄賂などの違法な支払の禁止、(2)活動についての情報公開、(3)競争制限的活動の禁止、(4)受入れ国の国際収支に悪影響を与える行動の禁止、(5)租税回避の禁止、(6)受入れ国の労働慣行の尊重、(7)受入れ国への技術移転の促進、以上である。なお、OECDは、これに法律的拘束力を与えようとは考えていない。あくまで行動指針であり、ビジネスの問題に深く介入すべきではないとしているのである。

国連行動基準

OECDが西側先進国グループの組織であるのに対し、国連はまさに途上国の主戦場である。従って多国籍企業委員会の作成している基準は、新国際経済秩序作りの一環として位置づけられているのである。しかし、その基本姿勢には、若干の変遷がみられる。

当初、途上国は「多国籍企業性悪説」に立ち、その方向での規制を考えていた。つまり、多国籍企業は、途上国を搾取する悪者であるというものであった。このような姿勢は、先進国からみると、多国籍企業の活動を窒息させかねないものがあると心配されていたのである。

しかし、その後、途上国は多国籍企業のメリットにも目を向けはじめた。つまり、途上国の望んでいる経済発展の線に沿って多国籍企業を活用するにはどうすればよいかということを考え始めたのである。

ただ、そうはいつても、OECDガイドラインよりは、かなり広範な問題を取り入れた基準になりそうである。まだ、その具体的内容は決っていないが、資源恒久主権、環境保護、国有化等の項目まで含まれる雲行きである。さらに、途上国は、単なる指針に止まらず、条約類似の法的拘束力を行動基準に与えるべきだと主張しているのである。

多国籍企業側の対応

上記の国際的規制の動きとは別に、多国籍企業側は既に現実に対応した行動を示している。まず、受入れ国たる途上国の国内経済への積極的貢献である。たとえば、現地人の登用とか現地資材の使用などに表われている。しかし、途上国からの撤退を計画し、あるいは完了している多国籍企業も少なくない。その主たる要因は、前回紹介した「しのびよる収用」である。多国籍企業としては、あまりに過激な途上国の国内法規制のため、途上国への投資は経済合理性に合致しなくなってきたと判断しているのである。

国際経済の発展を目指して、多国籍企業の合理的規制についての国際的合意が望まれているのである。

受験講座 社会

マンスリーアプローチ
'82/5月号

●今月の学習内容

世界史 ヨーロッパ近代の開幕
日本史 近代

政治・経済 経済の循環と発展
地理A・B 資源とエネルギー



新国際経済秩序と国際取引法(4)

技術移転と制限取引慣行

東京大学助手

道垣内正人

政治・経済

特許制度の国際化

産業上の発明は、特許制度によって独占的・排他的に保護される。既に19世紀には、経済活動の国際化に伴い、特許を国際的に保護する必要が生じてきたが、各国の特許制度は外国人の特許出願に対して冷淡であった。

そこで、1883年「工業所有権の保護に関するパリ条約」が成立した。その主たる内容は、まず各締約国は他の締約国の国民に対して、自国民と同じ待遇を与え、同じ条件で特許権を付与するという内国民待遇がある。また、優先権の制度も重要である。これは、締約国のうち一国に特許の出願を行った者は、一定の期間内に他の締約国に出願すれば、その国でも最初の国に出願した日に出願したものとみなされるというものであり、出願の時間的差異により生ずる出願人の不利益を解消するためのものである。このパリ条約の締約国は、1978年1月1日現在、日本を含み88ヶ国を数えている。

さらに、第2次世界大戦後の技術革新の飛躍的増大と国際的経済活動の活発化に対応して、1970年、特許協力条約が成立し、1978年に発効した（日本も同年に批准している）。これは、前述のパリ条約をさらに一歩進めたものであり、「国際出願」という制度によって、締約国の一国に出願すれば、他の締約国においても出願としての効力を有するとしているのである。

以上のような一連の特許の国際化の動きは、先進国が中心となって進めてきたものである。これに対し、第2次世界大戦後発言力を強めてきた発展途上国は反発を示してきている。

発展途上国への技術移転と制限取引慣行

発展途上国が経済的自立を確立するためには、自国内にある天然資源を開発し、それを原料とする工業化を達成しなければならない。しかし、先進工業国と発展途上国との間の、科学研究・技術開発の格差は極めて大きく、先進技術の多くは、先進国の企業、特に多国籍企業が独占しており、途上国の国民の所有している特許は、世界の特許件数の1%以下であるという報告さえある。このままでは、途上国が経済的発展に努力しても、結局、高度の技術を独占している先進国の技術支配に屈服せざるを得ないのではないかという危惧を抱き始めているのである。

先進国から途上国への技術移転は、主として、多国籍企業（供給側当事者）と現地子会社・合併会社・現地資本会社（受入側当事者）との間の技術移転契約を通して行われる。しかし、この技術移転契約には、一般に、様々な制限条項が盛り込まれている。そしてこの制限条項のために、途上国は技術を自らのものとすることができず、技術が現地に定着せず、さらには、開発自体に支障をきたすことになっているのである。

このような制限条項には、様々なタイプがある。たとえば、技術の受入側当事者が、当該技術を改良した発明を、供給側当事者に無償で譲渡することを約する条項（これは、改良発明の意欲を阻害する）、受入側当事者が当該技術を現地の条件に適合させる研究開発を禁止する条項（これは、途上国の国民の福祉の向上を阻害する）、受入側当事者が当該技術を用いた製品の輸出地域・数量・価格を制限する条項（これは、多国籍企業の世界市場戦略の中に位置づけられるもので、途上国は輸出の利益を制限される）などがある。なお、これらの条項を技術移転契

約に盛り込む慣行を、一般に、制限取引慣行と呼んでいるのである。

現行特許制度に対する挑戦

上記のような発展途上国のいまだちは、まず、現行の特許制度に対する挑戦という形で表面化した。

1961年、第16回国連総会において、ブラジルとコロンビアは共同して、「発展途上国への技術移転における特許の役割」と題する決議案を提出し国際的関心を高めた。この決議案の提出された理由としては、現行の特許制度は途上国の技術の発展を阻害し、外国特許に対する支払いは外貨準備に乏しい途上国にとって過重な負担となっているという点が挙げられている。

その後、国際特許制度の再検討は、1972年の第3回国連貿易開発会議(UNCTAD)総会で提唱され、さらに1974年以降、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)により、前述のパリ条約の改正作業という形で進められている。そこで問題となっているのは、発展途上国は、特許権の付与・実施権の付与について、内国人よりも厳しい要件を外国人に対して課することができるか(内国民待遇の例外)、先進国において、途上国の国民は先進国の国民よりも、料金・優先権等で有利な待遇を享受できないか(相互主義によらない特惠待遇)などであり、途上国のために、どこまで例外的措置をとることができるかが検討されているのである。

制限的取引慣行の規制

1974年、第6回国連資源特別総会で採択された、「新国際経済秩序樹立宣言」では、「発展途上国の経済にとってふさわしい形と手段によって、途上国の利益となるような、技術移転と土着技術の創造の促進」が提唱され、さらに、技術移転に関する制限的取引慣行の除去が、要求された。これは、1972年の第3回UNCTAD総会に始まる、「技術移転に関する国際的行動基準(International Code of

Conduct on the Transfer of Technology)」作成作業と軌を一にするものである。

UNCTADの作業は現在進行中であるが、そこでは、特許、ノウハウ等の国際市場における移転契約の公正化のため、競争制限的な条項を設けることの禁止を目指している。しかし、先進国グループと発展途上国グループとの間には、多国籍企業に対する国際的規制の場合と同じく、この行動基準に法的拘束力を付与するか否かについて鋭い対立があり近い将来の結着は望めない。

制限的取引慣行は、先進国の独占禁止法にあてはめれば、当然規制の対象となるものが多く含まれている。従って、上記の国際的規制体制が完成しなくても、いずれは途上国の国内法によって規律されるべきものである。現に、1972年のメキシコに続き、南米諸国では既に技術移転法を制定し、競争制限的条項の規制を実施しているのである。そして、今後より過激な法規制によって制限的取引を取締る途上国の登場が予想されている。

しかし、多国籍企業に対する法規制と同じく、技術移転に対してあまりに過度な法規制をして、技術の途上国への導入自体がストップすることのないよう、合理的な法規制が望まれる。(了)

〔4回の連載を通じての参考文献〕

- 山岡喜久男編・新国際経済秩序の基礎研究(1979年)
- 曾野和明・多国籍企業問題入門(1978年)
- 紋谷暢男「特許制度の国際化傾向と現状」ジュリスト681号
- 曾野和明「新国際経済秩序と法律学」ジュリスト681号
- 小林規威「国際的企業活動の行動規制」ジュリスト703号
- 横田洋三「国際法における国際的企業活動の地位」ジュリスト703号
- 小原喜雄「技術移転と制限的取引慣行」ジュリスト703号
- 村瀬信也「新国際経済秩序と国際立法過程」ジュリスト731号
- 池本清「新国際経済秩序をめぐって」世界経済評論21巻9号
- 川岸繁雄「リビア固有化事件仲裁判断」神戸学院法学10巻1号
- その他